

一九六〇年十一月十九日(第〇日)

一、開議時間(始二時十分～ 終六時五分)

二、出席議員の次の通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一	仲村春松	九	米須清祐	五	久又登雄
四	佐藤真徳	一〇	仲本正雄	六	山山伸太郎
五	中山勝豊	一一	花城清善	七	岩木曾登信
六	岩里良朝	一二	中山幸助	八	福嶺登三
七	藤岡健郎	一三	松本利量	九	岩里敏行
八	和花正一	一四	山本朝徳		

三、欠席議員はなし

四、市町村自治法第六十一条の規程による会議事件説明のため出席した者の次の通りである

村長 仲村春松、助役 桑原真徳、収入役 仲村春松
 財政課長 当山全登、経済課長 澤山安一、建設課長 桑江良徳
 水道課長 栗里賢俊

五、本会議の書記は次の通りである

書記長 松川正義、書記 照屋 敏

六、議事日程は次の通りである

- 日程第一 議案第一号 早野野津村災害救助基金積立条例改定について
- 日程第二 議案第二号 早野野津村文化会館加増工事予算について
- 日程第三 議案第三号 早野野津村水道特別会計入出加増工事予算について
- 日程第四 議案第四号 早野野津村監査委員の選任同意について

九 会議の 終末	
議 長	全員出席ありです。唯今より閉会するに致し得ず。 (午後二時一五分)
"	日程追加にかんお詔り致し得ず。村議員の中より選任して選 査委員候補某一の議員辞職に伴い。議案第ニハ号 村道査委員 の選任同意が出たおりの事。 梁議ふて呼が者あり
"	即興議ふて呼が者あり。議案第ニハ号 村道査委員の選任同意にかんお 日程追加に追加するに付決意致し得ず。
"	暫休懸致し得ず(午後二時一七分)
"	再開致し得ず(午後二時三五分)
"	念の日程に入り得ず
"	日程第一議案第ニニ号 沼新用村災害救助基金積立條例設置にかん の質疑に入り得ず。
ハ 審	第一号の目的達成の必要ある場合にかんお、これは一般会計 に繰入して使用すべきが出来らざらば、 この目的を達成し、不必要な場合に一般会計に繰入すべき に付あつた。
別 収	議決の議決を経ないで、一般会計に繰入すべきが出来らざらば、 金を出す事平続に付あつた。
ハ 審	この金を出さずの場合に付あつた (日川)
ハ 審	災害救助法の第十一条の救助日老齢が行うべきに付あつた。 繰越支辨を以て場合に付あつた。
別 収	おのりも主体の政府に付あつた。市町村が支出して戻入す材料 に付あつた。

	石新	現在の新。旧米糧食供給にも相当すると思ふ。
八	審	役所費の反響金の建設費ほどの程度かあり。
		一般事項は目的の区職金の作名かあり。又年限が一年かあり。現
		在再就任にかる区長にも適用する。
村	長	四〇坪の木造建屋を建設しては(セキ石)。
		700坪の区職金の区長(全員)にかある。
八	審	区長の内再就任にかる日俸名をす。
新	改	区の新設あり。
八	審	退職金の区長に違ふと出ることも出ると思ふが今後どうする。
新	改	現行条例にかる。
議	長	唯一区長の時分が時間差の区長に思ふ。
		衆議院の呼が有利
"		所要議が区長に時間差をするに致す
"		暫休望致す(午後四時)
"		再開致す(午後五時)
一五	審	取所合費にかる予算の可決かあり。一般区に組管の区長に
長	道課長	取所合費の0.000坪の木材の高かある。又年度
		の場合建設水道 社会福祉 職業指導所等が予算に入らぬ。
		にかある。
一八	審	土木費にかる。新城・早池沼の稲津の区長に稲津かあり。
建設課	長	新城が(中米 高田米)の中かあり
一〇	審	予算にかる場合に。行はると。新城・早池沼の場合に5,000
		と。中米の区長にかると思ふ。どうも追加費は出さぬ。
		早池沼の問題は政府の補助の対照にかある。

建設課長	柳瀬の対応にはお疲れ。省天間のスゲン通りがどのようになっているか。当初予算の場合
一五 番	当初予算の場合、早稲田の合併をいじるの說明はあつたが、
建設課長	道路の合併している。道路に橋梁とは別である
一〇 番	早稲田の橋梁は旧鉄道で、旧鉄道の財産管理課の管理で入札の問題は起つた。村民の使用している。村道に受けることは出来ぬが、その案接済は出来ぬかあるかどうか、
建設課長	財産管理課の個人に貸す場合は、村長の副印をうつして、財産管理課が必要なものについては追う。
	財産管理課にどうする方法をすれば良いかと南の方に計画を立てるのかといふことを聞いてみる。村長に作らせた計画書を作ったのかといふことを聞いてみる。
	築港の旧鉄道の場合はどうなのか。この件については聞いてみる。
村 長	旧鉄道の道路は財産管理課が貸す場合は村長の副印を村長に作らせた計画書の場合は貸す側にいれる(学校敷地関係)
一〇 番	村に移管することが出来ぬ場合は、作らせた橋を有効に使用するのに三年限財産管理課の承認を取らなければならないかどうか、その案はどうか、
一〇 番	土木費はいくらあつたかといふこと。今度の更正の変更にはどうなるか、
建設課長	変更はなしと通知はないです。
一〇 番	その土木費をいれたいこと。当初予算の場合、要布して、今月の場合は、3,200万円あるが、政府の補助もいれたいこと。見通しはどうか、

建設課長	村の計画は、土木の關係が中心である。 今の政府に持済むのが、愛知の場合、土木課から出さないと、
10 審	土木課の計画不可能の心配 (日)
議 長	暫休懇談の事 (午後五時〇〇分)
"	再開の事 (午後五時〇〇分)
10 審	採算料にかんして款五項五目、五款四項四目と二つに分けては、
明 改	事業に伴う賞金にかんして、その款をやつて行ふと思つてゐる。
10 審	事業費の倉庫跡整理費2000円の説明を願ふ。
建設課長	その旨の中間工務出張所の計画があるが、今は二回に渡り 申請のことが出来ないので、 併し四位はあつて、償ふと、去つたのを昨日からやつて、 燃料にかんして村持ち、工事の方法は、五号線と同じ高 さを持つて行ふと思つてゐる。
10 審	四款一項目の需要費(1000円)の修繕費について、
明 改	概算を持つてゐる以上修繕費を打ち上げ出来ない。
議 長	大体質問のことは解決するが、質疑を打切つて、 異議あると呼ぶ者あり
"	即異議がある人は質疑を打ち切ることに致す
"	本日の議案第一号の討論に入り
10 審	本案の必要にせよ、小工費があるが、退職金、土木費の執行面 にかんして必要であるが、 片後は退職金繰上條例の改正、又政府補助金を持つて、 期が来らぬ、土木事業にかんして、土木事業に受けるべき が、その必要に受けるべきものも、考へておらぬ。

議 長	<p>今度の追加更正予算の問題は残すところ、原案に賛成致します。</p> <p>唯片々審議賛成意見が外にあり、外に賛成の所意見は外にあり、</p> <p>衆議院の呼ぶ者あり。</p> <p>御衆議院が中心の討論を打ち切り表決に付します。</p> <p>議案第一号は原案通り可決するに、御衆議院が外にあり、</p> <p>衆議院の呼ぶ者あり。</p> <p>御衆議院が中心の議案第一号一九六年度首野村入込地区追加更正予算に、原案通り可決を遂行致します。</p> <p>日程第一、議案第一号一九六年度首野村上水道特別会計入込地区追加更正予算に、議題を致します。</p> <p>本案の質疑を求めます。</p> <p>暫休を致します(午後四時四十分)</p> <p>再開を致します(午後六時五十分)</p>
一〇 審 議 員	<p>政府補明に、今度の追加更正予算が、又元金の方はどうかお聞きします。</p>
村 長	<p>六年度は政府の追加更正予算を取つて、平利倉の利益を支拂つておられます。</p>
一〇 審 議 員	<p>二年度の取組費は、資材費の減にかゝる。</p> <p>資材費の減にかゝることは、落札の相違があるから、資材費の2,000千円の減の差額が、おられるから、実際は、5,000千円以上におられる意味がある。</p>
一〇 審 議 員	<p>実際は、5,000千円、取組費は、5,800千円、その外は、一般会計から持ち出すことも、その辺の検討がつかない。</p>
村 長	<p>当年度、5,800千円、実際は、2,000千円の減、取組費を、その外は、</p>

	<p>由は減にふるわけです。又、2,000万の減にしておいて借入が出来るか心配。</p>
議 長	<p>質疑打ち切りが先になり、</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、質疑を打ち切りです。</p>
"	<p>本業の討論を求めます。</p>
一〇 番	<p>この予算案は殆んど減にふつたり、又元金の償還もあり、</p> <p>この予算案だと思っております。原案に賛成致します。</p>
議 長	<p>外に御意見がなければ討論を打ち切りだと思っております。</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、討論を打ち切り表決に移ります。</p>
"	<p>議案第〇〇号と原案通り可決するに即興議が先になり、</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、議案第〇〇号、九年度首狩津村上水道特別</p> <p>会計大出追加更正予算にかいて原案通り可決を致します。</p>
議 長	<p>日程第四、議案第〇〇号、村営委員の選任同意にかいて可決</p> <p>致します。</p>
"	<p>書記をして朗読いたします。</p>
"	<p>提案者の説明を願います。</p>
村 長	<p>片方の「監査委員」の任期第一代が、立法院議員選挙法第ハ七条の</p> <p>第一ハ七条の規定に基づいて辞職致すわけで、その後任監査委員と</p> <p>して宮田敏行議員の最適者と認め選任致すわけになります。</p> <p>議会の同意を求めた上に提案したわけであります。</p>
一〇 番	<p>宮田敏行氏が最適者と思っておりますが、選任される場合、宮田氏</p>

以外にも適任者が居ると思っておりますが、
 村の財政面にかんじ、今年も監査委員一請においやり来られた
 適任だと思いが、村長もいり 選挙代を 選任した理由は、
 議員も多し 選挙代を 選任したは、選挙の役目一人を持つ
 りは 皆がが分りあつた 持つ方が 良しうかと思つた。
 今持つに いる方は 新に なる といふ 行なつたと思つた。
 一〇 審 立会人の任期はどうか。
 和向本 先々 議決は 二年と 出さるに たいおつた 三月の 日
 任期がある。
 一〇 審 当局の説明にある通り、住民の懸念の的におる村政を運営
 したるに、我々には過去二年間、財政委員一請にやつた
 て 選挙代に 敬意を 表すの あります。
 選挙代は 立派な 方々 あり ます。 討論を 打ち、 推薦に
 持つ 行なつた と思つた。
 議長 暫休致しす(午後六時五分)
 " 再開致しす(午後六時十分)
 " 議案第=八号を 全会一致で 原案通り 同意するに 致しす
 と思つたが、
 果議の 呼ぶ 全員
 " 即果議が あり、 議案第=八号 村監査委員の 選任 同意にかん
 じ 全会一致 持つ、 原案通り 同意するに 決意致しす
 " 暫休致しす(午後六時七分)
 " 再開致しす(午後六時七分)
 " 以上を 持つ、 全議案 終行致しす。

議 長 以上、一九六〇年度花開町野津村議会臨時会閉会式に
 致す。皆様には二日間、浸り慎重の御審議にて頂
 上、誠にありがとうございました。
 散会(午後三時五分)

会議次第の書記の記載以上がその内容の正確な
 ものであることを証する下に、ここに署名する。
 一九六〇年十一月十九日。

野津村議会議長	嶋 岡 健一郎
野津村議会副議長	川 本 正 重
議事録署名人	米 須 清 祐
"	松 本 利 直